

みんかふえ実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、みんかふえ実行委員会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大阪府豊中市服部本町に置く。

(目的)

第3条 本会は子育てしやすい街づくりに関する活動を行うことにより、子育て支援と地域のふれあい強化を図る場の提供をすることを目的とし、2023年11月1日設立する。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するためにイベント開催活動や行事ごとへの参加活動を行う。

- (1) 定期的な子ども食堂の開催
- (2) 地域のイベントごとや行事への参加
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は次の2種類とする

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会したものとする。
- (2) 補助会員は、一時的に活動を補助するために入会したものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする場合は、入会申込書を代表に提出し承認を得るものとする。

(報酬)

第7条 本会は非営利活動団体であり、活動による報酬は発生しないものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を実行委員会に提出し任意に退会する事ができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 1年以上本会の活動に参加がないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く

- (1) 代表 横山 直樹
- (2) 副代表 横山 有季
- (3) 監査役 尾崎 高枝

2 役員は会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表は本会を代表しその業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する

3 監査役は、会の業務及び会計の状況を監査する。

(解任)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、当会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(総会)

第12条 本会の総会は正会員を持って構成し、年に2回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 活動内容の変更

(4) 活動報告及び収支決算報告

(5) 役員の選任または解任

(6) その他、会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関して議決する。

(活動報告書及び決算)

第15条 代表は毎年、活動終了後3ヶ月以内に活動報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(活動年度)

第16条 本会の活動年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て代表が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会に置いて出席者の過半数以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、2023年11月1日から施行する。